

Misaki Newsletter Vol.21



弁護士法人
美咲総合法律税務事務所

弁護士法人美咲総合法律税務事務所では、法務・税務関連のニュースや弊事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。

さて、21 回目の今回は『SNS と雇用管理』について、法律的な問題点などを取り上げます。

（編集担当：弁護士 五十嵐 勇）



SNS と雇用管理について

● SNS と雇用管理

いまやどの世代もスマホやパソコンを保有し、メールやチャットだけでなく SNS を利用しています。このような背景の中、従業員が就労先等において撮影した適切な動画や画像を SNS に投稿するという、いわゆる「バイトテロ」「バカッター」等の問題が後を絶ちません。

2019 年に入ってから、大手牛チェーン店、コンビニ、すしチェーン店の従業員が、食品や調理器具を不衛生に取り扱う不適切な動画を SNS にあげたということが話題となり、テレビのニュースなどでも報道されました。

SNS では、簡単に画像や動画をインターネット上にアップすることができますが、その反面、一度投稿された画像や動画を簡単に他者が共有することができます。そのため、ものすごい速度でインターネットの世界で画像等が拡散し、「こんな投稿はおかしい」という批判的コメント等が殺到するという「炎上」という状態に至るわけです。その拡散される過程で、氏名、出身校、他の顔写真、その従業員がどの会社に所属しているのかといった情報が特定されていきます。

ひとたびこのような不適切投稿が騒動になると、会社に対するダメージも非常に大きく、企業の存立そのものに影響を与えます。

それでは、このような不適切投稿があった場合、会社としてはどのような対応が考えられるのでしょうか。

● 懲戒処分

まず、当該不適切な投稿をした従業員に対して懲戒処分を行うことが考えられます。その前提として、当該不適切な投稿をした主体が当該従業員であることを確定させる必要があります。

また、懲戒処分を行うためには、懲戒事由として定まっている必要があります。例えば「SNS による投稿等により、会社に対する信用失墜や損害を生じさせたこと」等を就業規則に盛り込むことが重要です。

当然のことながら、何か不適切な投稿があった場合、全ての事案で懲戒解雇ができるわけではありません。どのような内容の投稿だったのか、会社に対する影響がどの程度のものなのか、業務時間内の行為だったのか等様々な事情を検討しなければなりません。

● 損害賠償請求

会社には損害が生じた場合、その損害の賠償請求をすることも考えられます。

例えば、飲食店で店内の冷蔵庫に入るといった画像や動画を投稿し、それが拡散して店舗を休業せざるを得なくなったという場合、店舗の休業期間中の売上減少分、清掃費、無駄となった食材の廃棄等に要した費用が「損害」に該当すると思われます。

重要な点は、会社には損害が生じたのか、その不適切な投稿と損害との間に因果関係があるのかということです。

例えば、上場企業のある店舗において不適切な動画が投稿されて、翌日の株価が下落した場合、この下落幅が全て損害かといわれると、必ずしもそうとは言いきれません。株価は日々変動するものであり、不適切投稿と下落との間にどの程度の関連性があるのか簡単には判断できないからです。また、不適切な投稿が広まったとしても、例えば売上の減少がないというような場合、会社の「損害」というものを数量的に計算することが困難です。

このように、不適切な投稿があった全てのケースで「損害」賠償請求ができるわけではないのです。

● 刑事告訴

例えば、さきほど述べたような飲食店の従業員が就労先の冷蔵庫内に入っている画像や動画を投稿し、それが炎上し、会社にクレームが殺到したという場合、会社を被害者として威力業務妨害罪（刑法 234 条）に該当するものであって、刑事告訴をすることが考えられます。

ほかには、飲食店で、不衛生な食材をわざと使って調理をしている動画を投稿したような場合、偽計業務妨害罪や信用棄損罪、器物損壊罪等に該当する可能性があります。

● 事前の対策が重要！

以上では、一度バイトテロが発生した場合の従業員への対応等を書きましたが、重要なのは事前の対策です。

近年、SNS の利用に関する誓約書やガイドラインを作成する企業も増えています。このような誓約書等を作成することによって、従業員に対する SNS の危険性を喚起するというものです。

また、SNS に関する研修を実施する企業や学校も増えています。数年前、姫路市の市役所職員が税務情報の記載されている申告書が写った写真を SNS に投稿したという事件がありましたが、情報漏洩に関する危機感が欠如していたものと思わざるを得ません。このような事態を防ぐには、定期的に SNS の危険性を再認識させるような研修を実施することは重要です。

私は SNS に関する講演を行うことが多いのですが、特に専門学校や高校の先生方からのご依頼が増加しています。若い段階からきちんと教育していく必要性が高まっているといえます。

企業の方からの講演のご依頼も大歓迎ですので、いつでもご相談ください。

五十嵐弁護士の近況報告！

ラジオ「ゆうなび」に出ています！

昨年に引き続き、BSN ラジオ「ゆうなび」に不定期で出ています。ほとんど台本がないのですが、パーソナリティの小野沢裕子さんにいつも助けられ、なんとか事故なく今日に至ります。緊張して早口になることもありますが、そこは御愛嬌ということで。写真は放送前の小野沢さんと私です。次回は 2019 年 6 月 25 日に出る予定ですので、ぜひお仕事の合間などにお聴きください。



113

昨年 4 月から本格的にゴルフを始め、8 月のコースデビューで 144 のスコアでした。そして、現時点のベストスコアは 113 です。まだまだ練習が足りません。特にティーショットの不安定さ（スライスして OB など）、パット数が 3、4 になってしまうところが大きな課題です。

通販で自宅に置けるパターマットを買ったのはいいのですが、なかなかうまくいきません・・・。
やはり実際にコースにでて経験値を増やすことが重要ですね。

今年はラウンドする回数を増やして、早く 100 を切りたいと思います。

編集後記

もう 2019 年のうち半分が経過しました。10 連休や改元というイベントもありましたが、それにしても時間が過ぎるのは早いですね。私は夏が大好きで、「1 年中夏だったらいいのにな」と毎年思います。寒いのが苦手なんですよ。夏は早朝からゴルフができるのもよいです。最近友人と午前 4 時台からラウンドをスタートするのですが、朝 8 時には終了するので、とても気持ち良い朝を迎えることができます。もうすぐ枝豆がおいしい季節です。枝豆とビールで最高の乾杯できるよう、仕事もゴルフも全力で楽しんでいこうと思います。（弁護士 五十嵐 勇）



弁護士法人
美咲総合法律事務所

お問い合わせ TEL : 025-288-0170 FAX : 025-288-0172

〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1 丁目 8 番 1 5 号 LTM センター（リバーリオ美咲 3 階）

URL : <http://www.miyamoto-lawtax.com/> 営業時間：平日 9:30～18:00 ※土日祝日応相談

